

四日市市告示第169号

四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第320号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(計画の変更)</p> <p>第8条 補助金交付の対象団体が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、<u>四日市市一般コミュニティ助成事業計画変更承認申請書（第3号様式）</u>に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 実施要綱に定める必要書類</u></p> <p><u>(2) 変更内容を説明する資料（見積書等）</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める書類</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の規定により提出された変更申請書については、センターの承認が得られた場合に限り当該変更申請を承認するものとする。</p> <p><u>4 市長は、前項の規定により変更申請を承認したときは、四日市市一般コミュニティ助成事業補助金変更決定通知書（第4号様式）により変更の決定を行う。</u></p>	<p>(計画の変更)</p> <p>第8条 補助金交付の対象団体が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、<u>あらかじめ別に定める計画変更申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の規定により提出された変更申請書については、センターの承認が得られた場合に限り当該変更申請を承認するものとする。</p>

<p>(完了報告)</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了後、速やかに四日市市一般コミュニティ助成事業完了報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(完了報告)</p> <p>第9条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了後、速やかに四日市市一般コミュニティ助成事業完了報告書(第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

第3号様式を次のように改める。

(第3号様式)

年 月 日

四日市市長

(申請者)

住 所

名 称

代表者

印

四日市市一般コミュニティ助成事業計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で交付決定通知のあった四日市市一般コミュニティ助成事業（ 事業）について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認されたく、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請金額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 添付資料

(1) 一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に基づく必要書類

(2) 変更内容を説明する資料（見積書等）

(3) その他

第3号様式の次に次の2様式を加える。

(第4号様式)

第 号

住 所
名 称
代表者

四日市市一般コミュニティ助成事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市一般コミュニティ助成事業補助金の計画変更を承認したので、四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 補助金の交付条件
 - (1) この補助金は、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が認めた設備の購入にかかる費用以外の用途に使用してはならない。
 - (2) センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」に定める宝くじの社会貢献広報を行うこと。
 - (3) この補助金の用途については、市が監査を行うことがある。
 - (4) 今回の補助金交付申請に関する一切の書類は 年度末まで保存しておくこと。
- 4 示された条件に従わない場合又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の返還を命ずることがある。

(第5号様式)

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市一般コミュニティ助成事業完了報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた
四日市市一般コミュニティ助成事業（ 事業）を完了（廃止・中
止）したので、四日市市一般コミュニティ助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づ
き、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 一般財団法人自治総合センターが定める「コミュニティ助成事業実施要綱」
に基づく必要書類

(2) その他

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

(市民文化部 市民生活課)